

1-13 防災対象物、防災物品、防災製品の解説

1 防災防火対象物

防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- (1) 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- (2) 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

- (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 試着室に使用される目隠布

コ 昇降機（エレベーター）の床、壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2㎡以下のござ、じゅうたん等

イ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

ウ 畳

エ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

オ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

カ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

キ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ク 独立したさお等に掲げる旗

ケ 紙類のポスター等

- (3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

3 防災製品

(1) 防災製品の使用の指導

防災製品の普及に伴う火災予防、火災による焼死者防止の観点から、幼児又は老人が入所する施設、身体障害者施設、その他不特定多数が入所する就寝施設には、防災製品を使用することが望ましい。

(2) 防災製品の種類

ア 寝具類

(イ) 側地類（ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等）

(ロ) ふとん類（ふとん、座ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く）、マットレス等）

(ハ) 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）

イ テント類（軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等）

ウ シート類（工事用シートを除く。）

エ 幕類（法第8条の3に規定する防災対象物品及びその材料を除く。）

オ 布張家具等

カ 布張家具等側地

キ 自動車、オートバイ等のボディカバー

ク ローパーティションパネル

ケ 襖紙、障子紙

コ 展示用パネル

サ マット類

シ プラスチック及び木製ブラインド